(7)　外国人労働者及びそれ以外の労働者のそれぞれについて、就労環境整備計画の期間の末日の翌日から起算して一年を経過する日までの期間における当該就労環境の整備に係る事業所における離職者の数を当該就労環境整備計画の期間の末日の翌日における当該事業所の労働者数で除して得た割合が、職業安定局長が定める目標値を達成している事業主であること。

二　次のイからリまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ～チ　（略）

リ　前号リに該当する事業主　就労環境の整備に要した費用の額の二分の一（生産性要件に該当する事業主にあつては、三分の二）に相当する額（その額が五十七万円を超えるときは、五十七万円（生産性要件に該当する事業主にあつては、その額が七十二万円を超えるときは、七十二万円））

3～11　（略）

（キャリアアップ助成金）

第百十八条の二　（略）

2～6　（略）

7　第五項第一号に該当する中小企業事業主が、同号ハに規定する措置（その雇用する全ての有期契約労働者等について、賃金を一定の割合以上で増額する措置に限る。）を実施するに当たり当該賃金を三パーセント以上で増額した場合にあつては、当該中小企業事業主に対しては、同項第二号イ又はロに定める額に加え、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給するものとする。

一　生産性要件に該当しない事業主　次のイ又はロに掲げる賃金の増額の割合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　三パーセント以上五パーセント未満　対象者一人につき一万四千二百五十円

ロ　五パーセント以上　対象者一人につき二万三千七百五十円

二　生産性要件に該当する事業主　次のイ又はロに掲げる賃金の増額の割合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　三パーセント以上五パーセント未満　対象者一人につき一万八千円

ロ　五パーセント以上　対象者一人につき三万円

8　第五項第一号に該当する中小企業事業主が、同号ハに規定する措置（その雇用する合理的に区分された有期契約労働者等について、賃金を一定の割合以上で増額する措置に限る。）を実施するに当たり当該賃金を三パーセント以上で増額した場合にあつては、当該中小企業事業主に対しては、同項第二号ハ又はニに定める額に加え、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、当該各号に掲げる額を支給するものとする。

一　生産性要件に該当しない事業主　次のイ又はロに掲げる賃金の増額の割合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　三パーセント以上五パーセント未満　対象者一人につき七千六百円

ロ　五パーセント以上　対象者一人につき一万二千三百五十円

二　生産性要件に該当する事業主　次のイ又はロに掲げる賃金の増額の割合の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ　三パーセント以上五パーセント未満　対象者一人につき九千六百円

ロ　五パーセント以上　対象者一人につき一万五千六百円

二　次のイからチまでに掲げる認定組合等又は事業主の区分に応じて、それぞれ当該規定に定める額

イ～チ　（略）

（新設）

3～11　（略）

（キャリアアップ助成金）

第百十八条の二　（略）

2～6　（略）

7　第五項第一号に該当する中小企業事業主が、同号ハに規定する措置（その雇用する全ての有期契約労働者等について、賃金を一定の割合以上で増額する措置に限る。）を実施するに当たり雇用環境・均等局長が定める割合以上で増額した場合にあつては、当該中小企業事業主に対しては、同項第二号イに定める額に加え、対象者一人につき一万四千二百五十円又は同号ロに定める額に加え、対象者一人につき一万八千円を支給するものとする。

（新設）

8　第五項第一号に該当する中小企業事業主が、同号ハに規定する措置（その雇用する合理的に区分された有期契約労働者等について、賃金を一定の割合以上で増額する措置に限る。）を実施するに当たり雇用環境・均等局長が定める割合以上で増額した場合にあつては、当該中小企業事業主に対しては、同項第二号ハに定める額に加え、対象者一人につき七千六百円又は同号ニに定める額に加え、対象者一人につき九千六百円を支給するものとする。

（新設）